

後期高齢者医療保険からのお知らせ

◆高額療養費の支給について

同一医療機関での同一月の自己負担額が下記の自己負担限度額を超えるときは、超えた分が高額療養費として支給されます。

住民税が非課税の世帯(負担区分Ⅰ・Ⅱ)に該当する方は、事前に町民生活課で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関窓口にて提示することで、自己負担限度額までの支払いで済みます。また同一月に複数医療機関を受診したとき、1カ月の自己負担が上限を超えた場合は、申請により超えた額の払い戻しを受けることができます。

世帯区分	自己負担限度額		事前の手続き	医療機関等窓口
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)		
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【4回目以降の場合は44,400円(※3)】	必要ありません	保険証を 窓口に提示
一般	12,000円	44,400円		
住民税非課税	区分Ⅱ (※1)	8,000円	役場で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が必要	「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「保険証」を窓口に提示
	区分Ⅰ (※2)	8,000円		

※1：「区分Ⅱ」とは「世帯全員が市町村民税非課税」の被保険者

※2：「区分Ⅰ」とは「世帯全員が市町村民税非課税」で、その世帯の各所得が必要経費を差し引いたとき0円となる被保険者(年金の場合は年金収入80万円以下)

※3：直近12カ月に3回高額療養費(入院+外来)の支給を受けている方で、4回目以降の支給に該当する場合の自己負担限度額

◆申請手続き

高額療養費は、一度申請をすると福島県後期高齢者医療広域連合に口座が登録され、次回からは自己負担限度額を超えた分が自動的に登録口座に振り込まれます。

申請書は町民生活課にありますので、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの、本人確認書類、保険証、通帳、印鑑を持参の上申請してください。

◆福島県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

福島県後期高齢者医療広域連合では、高額療養費に該当する方に、年2回(8月・12月)勸奨通知を送付しています。(①支給額のお知らせ、②高額療養費支給申請書、③返信用封筒が同封されています)

申請書の提出先は町民生活課となっていますので、まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請してください。

◆8月から高額療養費の自己負担額の改正が予定されています

現在の高額療養費制度の自己負担額は上記の表のとおりですが、8月に「自己負担額」の改正が予定されています。

改正の内容については、自己負担額が一部の所得区分において引き上げられることとなります。詳しくは広報おのまちなどであらためてお知らせします。

問 町民生活課 ☎72-6933